

令和6年度

第1回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年4月24日

石巻市農業委員会

第1回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年4月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

閉 会

出席委員（18名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
6番	高橋由佳	委員	7番	武山勝	委員
8番	高橋千代恵	委員	9番	伏見さと子	委員
10番	佐々木洋	委員	11番	遠藤章一	委員
12番	岡田正男	委員	13番	今野真理	委員
14番	後藤嘉伸	委員	15番	前野利春	委員
16番	今野勝夫	委員	17番	日野智	委員
18番	伏見晃也	委員	19番	三浦孝一	委員

欠席委員（1名）

5番 佐藤克美 委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	36番	西條健一	委員
37番	榊田有司	委員	38番	西條勲	委員
39番	阿部正展	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

35番 勝又功 委員

説明のため出席した者

杉山康美 農林課長補佐

佐藤海 農林課主事

名久井宏敏 河南総合支所
地域振興課

主 査

事務局職員出席

渋谷 幸伸 事務局長
星 貴幸 事務局長補佐
兼農地係長
佐藤 友人 主 査
山本 万里 主任主事

三浦 武宏 事務局次長
村上 浩則 主 幹
本田 亨 主任主事
菅井 泰弘 主任主事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第1回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時43分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。佐藤克美農業委員、勝又功推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号13番今野真理委員、14番後藤嘉伸委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第2号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知についてと報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 報告第1号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。議案書の1ページをご覧ください。今月の受理件数は1件で、解約の理由は農地中間管理機構へ貸付するためでございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は2ページから21ページをご覧ください。今月の受理件数は38件で、解約の理由は耕作者変更によるものが17件、貸人の都合によるものが2件、借人の都合によるものが15件、所有権移転によるもの

が4件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号から報告第2号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は22ページ及び別冊1になります。産業部農林課から議案の内容について説明をお願いいたします。

○杉山康美農林課課長補佐 産業部農林課の杉山と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、石巻市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。資料は、議案第1号別冊1になります。

資料の1ページをご覧ください。石巻市農業振興地域整備計画の変更理由書になります。第1の整備計画の変更を必要とする理由ですが石巻市は昭和48年1月30日に農業振興地域に指定され、令和4年1月7日に整備計画の見直しを行い、農業生産基盤及び農地保全整備にかかる事業を実施し、健全農業の発展と振興を図っております。今回、農業振興地域の区域を変更するため農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により農用地利用計画の変更を行うものです。また、申し出があった案件2件につきましては、内容を検討したところ、やむを得ないと思料され、除外を行うものです。今回の農用地利用計画に係る変更内容は全体見直しに係る農用地区域編入及び農用地区域除外の案件と申出のあった河南地区における個別の農用地区域除外の案件の計3件で、第2農用地利用計画変更の(2)農用地利用計画変更面積総括表の総面積の欄にありますように農用地区域編入として1,062.2アールの増、農用地区域除外として154.9アールの減、差引増減として907.3アールの増となっております。

2ページをご覧ください。2ページから6ページについては変更内容に係る案件整理表です。2ページから6ページに係る番号1の109筆は一昨年1月に決定公告しました計画の全体見直しに係る残余案件となっており、変更内容は編入、除外、用途変更となっております。そして、同じく6ページに係る番号2の3筆、及び番号3の6筆は個別の除外案件となります。なお、8ページから13ページは該当する位置図となっております。

それでは、番号1の案件についてご説明いたします。14ページをご覧ください。

14ページから22ページにかけては、ナンバー1からナンバー70までの石巻地区70筆、計625.1アール、ナンバー85からナンバー91までと、ナンバー104の河南地区8筆、計69.7アールについて、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号により、第3項各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における、地域の特性に即した農業の振興を図るた

め、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地へ編入、及び認められない土地の除外を行うものです。また、ナンバー71からナンバー84までの河北地区14筆、計118.4アール、ナンバー92からナンバー103までの河南地区12筆、計188.5アール、ナンバー105からナンバー110までとナンバー112の桃生地区7筆、計160.9アールについては、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号により、ほ場整備事業の施行区域内の農地のため、編入するものです。なお、ナンバー111の桃生地区の1筆、計14.4アールについては、用途変更に伴う変更となります。

次に、案件整理表番号2及び番号3の河南地区における個別案件について説明いたします。初めに番号2でございますが、23ページに変更意見書の写しを添付しております。23ページをご覧ください。申請地は石巻市鹿又地区です。地目は登記、現況ともに田であり、農業生産の状況は水稻作付であります。変更の目的ですが、事業計画者は創業以来、製紙工場の協力会社として工場の機械及び配管のメンテナンス業者として管工事業を営んでおり、管工事業務上発生する掘削残土、アスファルト、コンクリート、管材等撤去残材の一時置場及び砕石、敷設管材等資材置場、作業スペースを既存の資材置場に隣接する当該申請地に増設整備し、作業の効率化を図るものです。また、当該地は会社事務所から約500mに位置し、幹線道路に近いことなど交通事情や環境を考慮した結果、当該地を最適地として選定しました。なお、当該申出地は、ほ場整備区域から除外されておりますことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。

続きまして、番号3でございますが26ページに変更意見書の写しを添付しております。26ページをご覧ください。申請地は石巻市鹿又地区です。地目は、登記、現況ともに田であり、農業生産の状況は水稻作付であります。変更の目的ですが、事業計画者は製鋼原料、非鉄金属、製紙原料、プラスチック原料の製造、販売業を営んでおり、申請者の隣接地には申請者の既存の資材置き場ヤードが稼働しており、敷地面積は37,040平方メートルあり、その工場では金属材料などの資材をストックしている。昨今、増大する金属原料の増大等により、金属原料の置き場が手狭になったため、資材置き場確保の観点から、既存の金属原料の資材置場に隣接する申請地に増設整備し、作業の効率化を図るものです。また、当該地は会社事務所から約500mに位置し幹線道路に近いこと等交通事情や環境を考慮した結果、当該地を最適地として選定しました。なお、当該申出地は、ほ場整備区域から除外されておりますことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断しました。

以上をもちまして、石巻市農業振興地域整備計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） 次に農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会後藤嘉伸副委員長から、報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

4月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受

けました。書類審査及び個別案件の現地調査を行い、検討した結果、計画変更は妥当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま各担当者から説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

○河北3区山口修一委員 二俣地区の山口と申します。今の説明の中で16ページですね。編入という部分ですが、大森字中ちょっとこれなんて読むのかな。大森字中何とかってところね。他のところと比べて、この大森の部分は飛び飛びになってますが、これはなぜこのような形になってるのか、説明をお願いしたい。

○杉山康美農林課課長補佐 全体計画を見直ししたときに漏れがございまして、今回その漏れを修正するために編入等させていただいております。

○河北3区山口修一委員 わかったようでわからないのですが、漏れ、漏れて今まで間違っていたということですね。ここは、これから基盤整備をやる場所なんです私はこの担当でありますので、なぜこのように飛び飛びになってるのかなど。今、話を聞くと、何らかの不備があったので今回修正をすると聞こえたのですが、それでよろしいでしょうか。

○杉山康美農林課課長補佐 ご指摘のありましたとおり、こちらの部分につきましては漏れがございました。そして、計画になった段階で改良区の方からも指摘がございまして、今回、正しい内容に改めるということで手続きをさせていただきます。

○議長（三浦孝一会長） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課の方々は退席いただいて結構でございます。ご苦労さまでございました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

はじめに、番号1、議案書の23ページ、位置図につきましては27ページをご覧ください。市外に居住しているため耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著し

く困難な土地です。

次に番号2、議案書の23ページ、位置図は27ページです。昭和51年に自宅を建築した時から庭として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号3、議案書の23ページ、位置図は28ページです。申請地は市街化区域内にある土地です。昭和58年に隣接地に住宅を建築した時から宅地の一部として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号4、議案書の24ページ、位置図は29ページです。平成29年に相続した時点で既に原野化していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号5、議案書の24ページ、位置図は30ページです。昭和63年に隣接地に工場を建築した時から駐車場として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号6、議案書の24ページ、位置図は31ページです。平成4年に住宅を建築し、宅地として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号7、議案書の25ページ、位置図は32ページです。昭和61年に住宅を建築し、宅地として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号8、議案書の25ページ、位置図は33ページです。平成15年に相続した時点で既に作業小屋が建築されていたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号9、議案書の25ページ、位置図は34ページです。昭和59年に隣接地に住宅を建築した時から宅地の一部として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号10、議案書の26ページ、位置図は35ページです。23番2は昭和51年ごろから自宅への進入路として利用してきたもの。非農地となってから20年以上が経過した土地です。34番2は、のり面となっており、狭小のため耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号11、議案書の26ページ、位置図は36ページです。平成13年に隣接地に住宅を建築した時から宅地として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、後藤副委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査などを行い、慎重審議いたしました結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。本案

についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案11件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案11件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は37ページです。番号1番、同一世帯の親子間贈与です。申請地は、畑2筆、面積1,604平方メートルです。

番号2番、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田6筆、面積3,345平方メートルです。

番号3番、議案書は38ページです。譲渡人の営農困難による贈与です。申請地は、畑1筆、面積579平方メートルです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

4月15日に開催の農家相談委員会において、現地写真などによる調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案3件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。番号1、議案書の39ページ、位置図は40ページをご覧ください。農業用施設用地とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、農業用施設の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、後藤副委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。番号1、議案書の41ページ、位置図は45ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書の41ページ、位置図は46ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号3、議案書の41ページ、位置図は47ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号4、議案書の42ページ、位置図は48ページです。通路、土砂採取場とするための一時転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。なお、以前の一時転用期限が過ぎており、再申請を行うもので、現場が既に造成されていることから、始末書が提出されています。

次に番号5、議案書の42ページ、位置図は49ページです。ドラッグストアの店舗用地とするための転用です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。

次に番号6、議案書の43ページ、位置図は50ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号7、議案書の43ページ、位置図は51ページです。県発注のトンネル工事に係る工事用資材置場とするための一時転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号8、議案書の43ページ、位置図は52ページです。自動販売機設置のための転用です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。なお、既に造成されていることから、始末書が提出されています。

次に番号9、議案書の44ページ、位置図は53ページです。住宅敷地とするための転用です。農地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが集落接続の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、後藤副委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は54ページから84ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 それではご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。はじめに、一覧表の1ページから3ページをご覧願います。中間管理機構による一括方式の利用権設定については、69件で、175筆、合計面積は33万6,063平方メートルです。貸借期間は、4年11か月から10年で10アール当たりの賃借料は、水田利用で8千円から2万円、コメによる物納は40キログラムから90キログラムとなっています。

所有権移転については、8件で10筆、合計面積は3万8,121平方メートルです。10アール当たりの売買価格は、水田利用で25万76円から50万4,540円となっております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、後藤副委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の69件、所有権移転の8件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。

初めに、一括方式について審議をいたします。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに一括方式の番号58番及び番号59番を議題といたします。議案書は77ページから78ページになります。

議席番号●番●●●委員は退席をお願いします。

（●番●●●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案一括方式番号58番及び番号59番について、ご意見、ご質問はございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 番 委員は入場をお願いします。

（ 番 委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 委員に申し上げます。一括方式番号58番及び番号59番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、一括方式について、ただいま決しました番号58番及び59番を除いた67件について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

番号58番から59番までを除いた67件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式67件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議をいたします。議案書は82ページから84ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転8件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転8件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

議案書は85ページ及び別冊2になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 それでは、令和6年度最適化活動の目標の設定等についてご説

明いたします。

議案書は85ページです。内容について、別冊2をお手元にご準備願います。

本案は、農業委員会による最適化活動の推進等について農林水産省経営局長通知に基づき策定するものです。別冊2の1ページをご覧ください。

1、農業委員会の状況につきましては、2020農林業センサス等に基づき、数値を記載してごさいます。後ほどご覧ください。

次に2、最適化活動の目標について、2ページをご覧ください。1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題でございしますが、こちらに記載しております面積及び集積率は、令和6年3月末時点の数値を農林課で算出し県に報告しているもので集積率は86.3パーセントです。②目標につきましては、現状の集積率が86.3パーセントであることから、今年度末の目標集積率は87パーセントといたしました。

(2)遊休農地の解消、①現状及び課題について、令和5年度に実施した利用状況調査結果により記載しております。②目標、アについては、令和3年度緑区分の遊休農地30ヘクタールに対し、5年で解消する目標であることから、5分の1である6ヘクタールを解消目標面積としております。イ、新規発生遊休農地の解消については、令和4年度の利用状況調査結果が良好、低利用、保全管理であった農地が令和5年度の利用状況調査結果で緑区分に移行した面積を解消目標面積としております。

次に(3)、「新規参入の促進」について、3ページをご覧ください。①現状及び課題は過去3年間に新規就農した経営体の実績をもとに記載しております。②の目標については、令和元年度から令和3年度の権利移動面積のうち農地中間管理事業分と法人に係る分は除いたものの平均面積を算出し、その面積の1割以上とされておりますことから、平均179ヘクタールであったため、目標は平均の1割として、17.9ヘクタールとするものです。

最後に2、最適化活動の活動目標(1)最適化活動を行う日数目標から(3)新規参入相談会への参加目標については、前年度同様の目標設定としております。(1)委員ひとり当たりの活動日数は月あたり8日とし、活動する委員は、農業委員と推進委員全員とするものです。(2)活動強化月間は年3回で意向調査等記載のとおりです。(3)新規参入相談会への参加目標については、1委員会あたり1回、1人以上の委員が参加することを目標とすることとされておりますので、こちらも後ほどご覧ください。

以上で説明を終わりますが、農業委員会等に関する法律により、農業委員会運営の透明性を確保するため、本案決定後、ホームページで公表することとしています。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第1回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時37分 閉会